

議案第 5 5 号

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1 0 , 8 0 0 円
1 2 , 8 0 0 円
1 1 , 3 0 0 円
1 0 , 8 0 0 円
1 0 , 9 0 0 円
9 , 6 0 0 円
1 0 , 9 0 0 円
8 , 9 0 0 円
8 , 9 0 0 円

」

を

「

1 2, 2 0 0 円
1 4, 5 0 0 円
1 2, 8 0 0 円
1 2, 2 0 0 円
1 2, 4 0 0 円
1 0, 9 0 0 円
1 2, 4 0 0 円
1 0, 1 0 0 円
1 0, 1 0 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
職名	区分	金額	職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	1 回につき	<u>1 2, 2 0 0 円</u>	選挙長	1 回につき	<u>1 0, 8 0 0 円</u>
投票所の投票管理者	1 回につき	<u>1 4, 5 0 0 円</u>	投票所の投票管理者	1 回につき	<u>1 2, 8 0 0 円</u>
期日前投票所の投票管理者	1 回につき	<u>1 2, 8 0 0 円</u>	期日前投票所の投票管理者	1 回につき	<u>1 1, 3 0 0 円</u>
開票管理者	1 回につき	<u>1 2, 2 0 0 円</u>	開票管理者	1 回につき	<u>1 0, 8 0 0 円</u>
投票所の投票立会人	1 回につき	<u>1 2, 4 0 0 円</u>	投票所の投票立会人	1 回につき	<u>1 0, 9 0 0 円</u>
期日前投票所の投票立会人	1 回につき	<u>1 0, 9 0 0 円</u>	期日前投票所の投票立会人	1 回につき	<u>9, 6 0 0 円</u>
指定病院等の不在者投票に おける外部立会人	1 回につき	<u>1 2, 4 0 0 円</u>	指定病院等の不在者投票に おける外部立会人	1 回につき	<u>1 0, 9 0 0 円</u>
開票立会人	1 回につき	<u>1 0, 1 0 0 円</u>	開票立会人	1 回につき	<u>8, 9 0 0 円</u>
選挙立会人	1 回につき	<u>1 0, 1 0 0 円</u>	選挙立会人	1 回につき	<u>8, 9 0 0 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)